

別紙 2

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告（概要）一覧表

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内 容	
1	東日本センター	令和6年1月30日	処遇の更なる適正化に向けて、被収容者の健康を保持するに足る食品及び日常生活に用いる物品の持込基準表並びに物品販売メニュー表の見直しを可能な範囲で図られたい。	被収容者処遇規則に規定された糧食のエネルギー等を満たす官給食を支給しているところ、令和6年から、一定の要件を満たしたドライフルーツ及び健康食品の持込みを認めることとした。また、物品販売メニュー表は、業者と調整の上、年に数回の見直しを行っている。
2	東日本センター	令和6年1月30日	電気シェーバー等の貸与品について、被収容者ごとに貸与可能かを検討するとともに、古いものについては順次更新していくよう努められたい。	被収容者に理容用具として貸与する電気ひげそりについては、令和5年度新たに相当数を購入し、被収容者ごとに貸与する取扱いに変更した。また、今後も使用年数等を踏まえて適切に更新することとしている。
3	東日本センター	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、全て通訳人を手配の上、被収容者に対しては、電話通訳を介して医師の所見等が正確に伝わるよう対応している。
4	札幌局	令和6年1月30日	面会室における被収容者と面会人の話し声が、隣接する事務室にいる職員に聞こえる構造となっていることから、面会室の防音について検討されたい。	面会室を防音仕様に改修するためには、予算の確保が必要となることから、引き続き対応について検討する。
5	札幌局	令和6年1月30日	職員が被収容者を常時視認することができないよう収容場の居室扉に擦りガラスが設置されているが、より一層プライバシーに配慮するよう工夫されたい。	被収容者のプライバシーに配慮する必要性は十分に認識しているが、予算事情により令和5年度中の実施は困難であったため、令和6年度以降、早期に実施できるよう準備を進めている。
6	札幌局	令和6年1月30日	自損行為等の防止を目的として、金属製部品が使われていたシャワーヘッド掛けを樹脂製のものと交換したことを評価する。シャワーホースによる自損行為等を念頭に引き続き自損行為等の発生防止に努められたい。	引き続き被収容者の自損行為等の発生防止に努めることとする。
7	札幌局	令和6年1月30日	運動場がより一層利用しやすくなるよう工夫されたい。	運動場をより利用しやすい環境にするためには予算の確保が必要となり、冬期間の除雪や凍結等の事情等を考慮しながら検討を進める必要があるため、引き続き対応について検討する。
8	札幌局	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、通訳人の手配や翻訳機器を使用して医師の所見や診療情報が正確に伝わるよう努めているところ、引き続き、これらの情報が正確に被収容者に伝わるよう努めることとする。
9	仙台局	令和6年1月30日	収容場において、多言語で作成されている掲示物については、被収容者の国籍の傾向等を踏まえて適宜見直しを図られたい。	定期的に見直しを行い、必要に応じて収容場内の掲示物を貼り替えることとした。
10	仙台局	令和6年1月30日	収容場の医療体制について、医療機関と協議を行ったことを評価する。引き続き連携強化を図り、充実した医療体制の構築に努められたい。	改めて緊急時等の相談窓口となる医療機関を訪問するなどして、専門家の観点での助言を得ながら、受診先の確保等、継続して医療体制の強化に努めていく。
11	仙台局	令和6年1月30日	出国待機施設の居室のドアを動静把握が可能でプライバシーにも配慮したドアに交換したことを評価する。	引き続き施設の改善に努めていきたい。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内 容	
12	仙台局	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、通訳人を手配することとしているところ、通訳人の都合がつかない場合は、配備されている翻訳機器を使用し、被収容者が解する言語をもって医師の所見や診療情報を伝えることとしている。
13	東京局	令和6年1月30日	居室内のトイレの利用について、プライバシーに配慮することをより徹底されたい。	現在、被収容者のプライバシーにより一層配慮する観点から、一部の居室に目張りフィルム貼付工事を実施しているところ、令和6年度中に全ての工事が終了予定である。
14	東京局	令和6年1月30日	被収容者が診療を申し出た際に、迅速に診療を実施できる体制を構築したことを評価する。	引き続き適切な診療の実施に努めたい。
15	東京局	令和6年1月30日	被収容者に支給する官給食について、一般的な健康志向も踏まえ、揚げ物に偏らないようにするなど、バランスのとれたメニューとなるように努められたい。	今後も給食業者に適宜申し入れを行うとともに、定期的に意見交換を行うなどして、バランスのとれたメニューとなるよう努めたい。
16	東京局	令和6年1月30日	シャワー室に設置されているシャワーカーテンや、外周路に設置されているブラインド、網戸等について汚損状況に応じて順次交換を図られたい。	シャワーカーテンについて、汚損しているものは順次交換している。外周路のブラインド及び網戸については、予算状況を考慮しつつ、計画的に交換し、汚損の解消を図っていく。
17	東京局	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、全ての被収容者に対し、通訳人を介す又は翻訳機を使用することにより、診療情報が正確に伝わるよう努めたい。
18	東京局	令和6年1月30日	自損行為の防止に向けて、居室内設備を見直し、改善されたことを評価する。	引き続き自損行為の防止に向けて取り組みたい。
19	成田空港支局	令和6年1月30日	収容場及び出国待機施設に設置されている提案箱等について、設置の目的等がより一層わかりやすくなるように努められたい。	提案箱、意見箱及び情報提供箱を色分けしたほか、案内文についても同様に色分けをしたイラストを用いて分かりやすい記載に改めた。
20	成田空港支局	令和6年1月30日	収容場及び出国待機施設に翻訳機を配備したことを評価する。引き続き翻訳機器の拡充に努められたい。	引き続き適正な処遇のため積極的に翻訳機器を使用するとともに、必要に応じて翻訳機器の更新や増配備に努めたい。
21	成田空港支局	令和6年1月30日	出国待機施設利用者が生理用品を利用しやすいように、案内文を掲示する等配慮されたい。	出国待機施設（女性区）のトイレの扉の内側に生理用品の使用申出の案内文（11言語）を掲示した。
22	成田空港支局	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、通訳人を手配の上、診察を行っているところ、引き続き医師の所見や診療情報を伝える際は、被収容者の理解の度合を確認しつつ、所見や診療情報を正確に伝え、被収容者が内容を理解できるよう努めたい。
23	羽田空港支局	令和6年1月30日	収容場の居室のうち一部の居室については、常に見張り室から視認できる構造となっていることから、監視が常時必要な被収容者を除き、できる限り見張り室から常時視認できない居室に収容するよう配慮されたい。	居室の運用基準について、常に容態観察が必要な被収容者を除き、見張り室から常時視認できない居室に優先して収容するように見直しを図り、運用を開始した。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内 容	
24	羽田空港支局	令和6年1月30日	出国待機施設の居室にはカーテンやブラインド等がなく、一部の居室については利用者が直射日光を浴びることとなるので、居室の遮光について検討されたい。	出国待機施設の居室の窓については、遮光のためにブラインドを設置するなどして、利用者が直接日光を浴びることのないよう対応した。
25	羽田空港支局	令和6年1月30日	収容場に設置されている電気コードについて、自損行為防止対策がとられていたことを評価する。	引き続き自損行為の防止に努めたい。
26	羽田空港支局	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、通訳人（電話による通訳を含む。）を手配し、医師及び被収容者の意思疎通が確実に図れるようにしており、診療情報（処方せん等）についても通訳人や翻訳機器を使用して説明を行っている。今後も引き続き、通訳人等を介し、被収容者に医師の所見及び診療情報が正確に伝わるようにすることを徹底する。
27	横浜支局	令和6年1月30日	収容場における事故の発生防止に向けて取り組まれていることを評価する。 なお、運動場において転倒事故等が発生することのないように一層留意されたい。	引き続き事故の発生防止に努めたい。
28	横浜支局	令和6年1月30日	被収容者の室内におけるプライバシー保護に配慮されるなど、創意工夫しながら改善に努められたことを評価する。	引き続き収容中の生活環境の改善に努めたい。
29	横浜支局	令和6年1月30日	東日本地区入国者収容所等視察委員会が視察対象としている各収容施設において、被収容者を外部病院で受診させる場合、外部病院の医師の所見や診療情報が正確に被収容者に伝わるよう努められたい。	被収容者の外部病院受診時には、原則として、通訳（電話通訳等）を付し、診察時に医師から直接検査結果及び所見等の説明を受けさせることとしている。 加えて、外部病院で受診させた者については、常勤又は非常勤医師が外部病院での診察結果等を確認し、必要に応じて、改めて外部病院での検査結果及び所見等について説明している。
30	大村センター	令和6年1月26日	常勤医師の不在時においても、緊急時の対応がしっかりできるよう複数の医療機関との連携を強化するなど、医療体制の充実を図っていただきたい。	常勤医師の不在時においても、被収容者の医療へのアクセスを滞らせないことを念頭に、近隣所在の医療機関に協力を求めているほか、外部病院受診時には、情報共有を目的として、必要に応じて看護師を同行させている。また、非常勤医師の勤務日を増やすとともに、勤務日以外でのオンコール対応を含めた契約をしている。 なお、欠員となっている常勤医師については、早期採用に向け採用活動を積極的に行っている。
31	大村センター	令和6年1月26日	薬の処方については、依存性の高さから海外ではあまり使用されていない薬品（ベンゾジアゼピン系向精神薬等）があることを念頭に、医師・薬剤師とも相談の上、慎重な処方をお願いしたい。	御指摘の点については、非常勤医師においても同様の認識であり、慎重な処方に努めたい。
32	大村センター	令和6年1月26日	運動場における給水設備、ベンチ（椅子）の設置について検討いただきたい。また、運動に使用する遊具や施設については、自傷事故の防止等にも留意した上で、可能な限り被収容者の意見も尊重し、環境整備に努めていただきたい。	運動場への水道管の新規敷設は、費用対効果の面から困難であるところ、被収容者に対しては、室内からペットボトルを持参し、適時水分摂取するよう申し向けている。また、ベンチの設置、運動設備については、被収容者からの意見・申出等を踏まえつつ、個別に検討していく。
33	大村センター	令和6年1月26日	給食については、被収容者に誤解を与えることのないよう賞味期限の厳守及び適切な食材の使用等、品質管理の徹底に努めていただきたい。	契約している給食業者においては、当所に提出した献立（10日分）を基に食材を仕入れ、その後適切な温度管理の下で食材を保管した上で、当日の朝、昼、夕食ごとに調理したものを被収容者に支給している。賞味期限についても、朝食に支給する牛乳等の飲料は、被収容者ごとに違いが出ないように賞味期限が同じものを支給するなど、管理を徹底している。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内 容	
34	大村センター	令和6年1月26日	発信文書に係る被収容者からの申出の受付は、特定の時間帯に限定するのではなく、できる限り柔軟な運用を検討していただきたい。また、被収容者の領置品についても、状況に応じて柔軟に荷物の確認及び取出しを可能とするよう検討していただきたい。	被収容者からの発信文書に係る申出については、可能な限り柔軟に対応している。また、被収容者からの領置品の整理や荷物の取出しといった申出についても、期間を設定することなく、同申出があれば、適宜適切に対応することとした。
35	大村センター	令和6年1月26日	面会待合室の自動販売機と比べ、収容場内の自動販売機の価格が高く設定されている。被収容者の利益を損なわないよう設置業者と意見交換等していただき、庁舎内の自動販売機の価格標準化に努めていただきたい。	令和6年4月以降の自動販売機設置業者にに対し、複数台であっても飲料販売価格は規格が同じ商品は同一価格にするよう条件を付した上で国有財産の使用を許可することとしており、収容場内と収容場外で価格が平準化するように対処した。
36	名古屋局	令和6年1月26日	常勤医師のもと、オンコール体制が確立され、迅速な対応ができるようになったことは評価できる。ただし、常勤医師個人に依存することなく、医療に携わる職員を中心としたシステムとして機能できるよう今後もしっかりとした医療体制の構築に緊張感をもって努めていただきたい。	常勤医師及び非常勤医師のオンコール体制に加え、薬剤師及び看護師も夜間休日等の問合せに対応しているほか、医療従事者不在時においても傷病者への措置が機能的に行えるようになっている。また、日々の被収容者の体調把握及び体調不良者に対する早期対応を心掛けることで、閉庁時等における突発的な事案の発生防止を図っている。 引き続き、タスクシフトの推進に努めるとともに、外部医療機関や消防署との良好な関係を継続しつつ、医療体制の強化に努めていくこととしている。
37	名古屋局	令和6年1月26日	被収容者とのトラブル、又は被収容者の不安や不満を軽減する意味においても、被収容者に対する医療に関する説明は丁寧に行っていただきたい。中でも、外部医療機関受診後の診察結果については、懇切丁寧な説明を行っていただきたい。 また、現在の医療体制が、緊急なものの、初期診療に相当するものは治療するとの方針であるならば、その方針に対する認識を持ってもらえるよう被収容者に事前に通知するようにすれば、医療に携わる職員と被収容者間でのトラブル軽減にも繋がるものと思われる。	被収容者の診療時は、原則として、十分な意思疎通が図れるよう通訳を手配している。また、被収容者に対して診療結果や治療方針等を伝える場合、特に治療等が継続する場合や傷病の説明が複雑な場合には、担当医師からの説明に加え、必要に応じて常勤医師からも更にかみ砕いて説明するなど、丁寧な対応に努めている。 引き続き、診療結果等について、被収容者が十分に理解することができるよう分かりやすい説明をしていく。
38	名古屋局	令和6年1月26日	入所時に被収容者に対し、官給食に係るカロリー面や栄養面等の考え方及びハラルフードのような特別食の提供について、掲示物等を通してしっかり説明することによって、食事に関する不満は軽減されるものと思われる。また、料理の味や購入品を食べるときに使用する器がないことについての不満を解消するため、コショウやカレー粉等のスパイスの提供及び被収容者への器の貸出ができるよう改善していただきたい。	特別食を含めた官給食の内容、各種調味料やハラルフードが購入可能なことは入所時に説明しているほか、入所後の体調変化等によるメニューの変更等にも柔軟に対応している。また、外国人の好まない和食の副食を減らして人気メニューの提供を増やしたり、果物の支給を追加するなど、官給食の充実化を図っているところであり、引き続き、被収容者の食事面に関する不満軽減に向け努めていくこととしている。 なお、令和5年11月から、シリアル等を食べるための器を新たに配備しており、利用希望者に対しては適宜提供している。
39	名古屋局	令和6年1月26日	施設内の公衆電話料金の改善又はインターネット環境の導入について、引き続き検討を求めたい。また、万国共通に聞くことが可能であると思われるインターネットラジオや様々な言語の図書等の活用を含め、被収容者に対して可能な限り母国語に接する機会を提供できるよう検討していただきたい。	施設内の公衆電話料金については、適切に料金設定がなされているものと認識しているが、契約の公募の状況を踏まえつつ、慎重に検討したい。また、被収容者に対して電話と同様のコミュニケーション手段としてインターネット等の利用を認めるか否かについては、保安上の観点とともに、全官署均一な被収容者処遇の実現という観点からも慎重に検討したい。なお、各種言語の図書については、改正入管法の施行に合わせて整備を進めていく。
40	名古屋局	令和6年1月26日	運動場にフットサル等競技用コートラインを引くこと等を含め、遊具・施設の充実により引き続き可能な範囲で検討いただき、被収容者のストレス軽減に向けた環境整備に努めていただきたい。	様々な運動に対応できるよう「カラフルなミニコーン」を配備した。 引き続き、可能な範囲において遊具・施設の充実を図り、施設内の環境整備に努めていくこととした。
41	中部空港支局	令和6年1月26日	出国待機施設のシャワー設備を、自傷事故防止の観点から天井に備え付けのものに改修するなど自傷行為に及びにくい構造となるよう配慮していただきたい。 中でも、シャワーカーテン（カーテンレールを含む）、タオル掛けについては特段の予算措置がなくても撤去可能と思われることから優先して検討いただき、ドアノブ及び蛇口等についても改修を視野に対応を検討していただきたい。	出国待機施設のシャワー設備は、ホース式から天井固定式へ改修する内容の予算確保を検討している。 また、シャワーカーテン（カーテンレールを含む）やタオル掛けについては撤去する方向で作業中である。 ドアノブや蛇口等については、予算上の観点から早期の改修は困難であるが、まずはシャワー施設工事費等の予算化を検討していきたい。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内 容	
42	中部空港支局	令和6年1月26日	出国待機施設に掲示されていた難民認定申請等に係る相談先の連絡先（電話番号）について、収容場にも掲示できないか検討いただきたい。	出国待機施設に掲示しているものと同じ難民認定申請等に係る相談先の連絡先を、収容場内の各居室に備え付けている案内ファイルへ追加した。
43	大阪局	令和6年1月26日	擦過傷等の一見軽微な傷病であっても、診療室スタッフがより関心を持って関わられるよう、処遇部門職員と診療室スタッフとの間で、情報共有し連携強化を図るなど、しっかりとした医療体制を構築していただきたい。なお、診療室スタッフ間の連携強化に当たっては、被収容者の診療状況を明示したホワイトボードを診療室等に設置するなど、日々の診療情報を目に付く形で共有することも含め検討していただきたい。	傷病者処遇担当職員と看護師は、毎朝、当日の庁内診療等に係る打合せを実施しており、看護師から当日の非常勤医師に対して、それらの情報を事前説明の上、庁内診療を行っているところ、処遇部門職員と診療室との情報共有が被収容者の健康維持にとって非常に重要であることを再認識する必要があるとの考えから、些細な情報の共有も含めて、より一層の連携を図ることとした。 なお、ホワイトボードの活用については、被収容者同士のみならず、診療室を訪れる外部業者や見学者の目に触れる可能性があることから、被収容者のプライバシーへの配慮として、カルテや診療予定表等で代用することとしている。
44	大阪局	令和6年1月26日	常勤医師が不在であっても、非常勤医師と常勤看護師との間で可能な範囲のオンコール体制を検討していただきたい。なお、医療体制に関して、過去の対応事例や収容場の施設構造等を踏まえ、緊急時の対応についてフローチャートの作成やマニュアルの整備を行うなど、より一層体制の充実を図っていただきたい。また、非常時の危機管理体制においては、救急救命マニュアル等を基にしっかりと対応が取れるように、幹部を始め職員の意識向上に努めていただきたい。	緊急時の対応（電話による指示及び必要に応じた非常登庁）について、非常勤医師との間において、令和5年9月、オンコールを可能とする契約を結んだ。 引き続き、医療体制の強化を図るとともに、救急対応マニュアルに基づいた対応を迅速かつ適切に行うことができるよう、職員への周知・指導に努めたい。
45	大阪局	令和6年1月26日	被収容者の多くは、米飯を中心とした日本食に慣れていないため、給食の献立については、対象が外国人であることを意識した食事を提供してもらえるよう、今まで以上に給食業者と意見交換する場を設けていただきたい。 その際、被収容者各人の好みに合う食事を提供することは困難であると思われるので、被収容者自身が好みの味に調整できるよう調味料の種類を充実させることも検討していただきたい。	今後とも給食業者との意見交換を継続し、被収容者からの要望については、業者側の対応可否等も踏まえながら検討・申入れを行っていくこととしている。また、調味料については、常温かつ長期保存が可能なものを念頭に、醤油・塩・ソース・七味としているところ、今後、調味料の追加配備や購入品目の拡充に向けて、業者と検討していきたい。
46	大阪局	令和6年1月26日	自傷事故防止のため、予算措置を強く要望し、収容場のシャワー設備をホース式のものから天井に備え付けのものに早期に改修していただきたい。	自損事故防止の観点から、シャワー設備については、ホース式から天井設置式に改修する必要があると考えており、予算確保を検討している。
47	大阪局	令和6年1月26日	現在、新型コロナ感染症の位置づけが5類となっているものの、収容場入口の靴裏消毒用マット等の設置、感染防護服（PPE）の着脱に係る場所及び手順等の再確認等を含め、改めて感染症防止への意識を高めてもらいたい。	靴底消毒用マットは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に見直されたことを踏まえ、設置を廃止したものである。 したがって、直ちに消毒用マットの運用を再開する予定はないものの、御指摘を踏まえつつ、感染症の発生状況等に応じて、柔軟に対応していきたい。 また、感染防護服（PPE）に関しては、休養室に設けたゾーンラインの汚染区域側に専用のゴミ箱等を配備した脱衣所を設定しており、同所における脱衣・消毒等を終えるまで、汚染区域から出ない措置を徹底している。 引き続き感染拡大防止策の重要性を認識しつつ、継続的に注意喚起を行うこととしている。
48	高松局	令和6年1月26日	前回（令和3年度）視察時の指摘を踏まえ被収容者のプライバシーに配慮した構造のトイレとする等施設を改修したこと、土・日曜日（閉庁日）の入浴（シャワー利用）を可能としたことは、人権的な観点からも望ましい対応であり、評価する。	今後も被収容者の人権とプライバシーに配慮した処遇を継続して実施することとしたい。

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

番号	施設名	委員会の意見		検討結果
		年月日	内 容	
49	高松局	令和6年1月26日	トイレ等の改修やカメラの設置状況から、収容施設内に死角となる場所が発生し得ること等を踏まえ、特段の予兆なく衝動的に自傷行為に及ぶ被収容者の存在も念頭に、被収容者の動静把握又は自傷事故防止に、より一層留意していただきたい。	被収容者については、特段の予兆なく衝動的に自傷行為等に及ぶことがある旨、改めて看守勤務者への注意喚起の徹底に努めたい。 また、特異動静のある被収容者の動静監視強化のために最も適した居室に収容するほか、勤務員の増配置や動しよう回数を増やすことで対応したい。 さらに、精神不安定な被収容者に対しては、勤務員の増配置等の対応に加え、必要に応じ対面監視を行うなど、自傷事故等の未然防止に努めたい。
50	福岡局	令和6年1月26日	入浴の実施について、衛生的な環境作り、また、閉庁日にシャワーを浴びる必要が生じる可能性も考慮して、被収容者からの要請があれば、閉庁日であっても可能な限り入浴の対応ができるよう体制を検討いただきたい。	毎月1回、清掃業者に収容場内の清掃を委託しているほか、日常的に職員による清掃をしており、収容場内の衛生環境は保たれているところ、引き続き、収容場内の衛生環境の維持に努めていきたい。 なお、閉庁日のシャワー使用については、被収容者からの要請があれば対応できるように、必要に応じて職員を出動させる体制を構築した。
51	福岡局	令和6年1月26日	被収容者向けの資料がやさしい日本語を含む多言語で作成されていることは評価する。なお、入所手続室に設置されている被収容者の遵守事項等に係るパネルの掲示物についても、やさしい日本語での表記を検討いただきたい。	入所時に被収容者に対して告知する被収容者遵守事項については、日本語を含めた各国語訳を居室等にも備え付けているところ、令和5年9月29日、入所手続室にやさしい日本語を使用した遵守事項に係るパネルの掲示物を設置した。
52	福岡局	令和6年1月26日	図書については、被収容者のストレス軽減のため、被収容者の目につく場所に設置し、閲覧できるようにしていただきたい。	図書については、改正入管法の施行に合わせて整備を進めていく。
53	那覇支局	令和6年1月26日	医療面においては、協力を得られている主たる近隣医療機関の医師が不在時のバックアップ体制が脆弱に感じられる。台風による送還便の欠航等の理由から収容が長期化する場合も想定し、複数の医療機関との連携強化に努めていただきたい。また、併せて、今後被収容者数が増加した場合を想定し、不測の事態に備え、現施設における運用面又は処遇の体制面についても検討していただきたい。	現在協力を得ている整形外科等の医院に加え、新たに循環器内科及び糖尿病内科の医療機関においても受診が可能となったところ、今後も継続して協力が得られるよう新規病院の開拓及び連携の強化に努めていく。 なお、被収容者の体調が急変した際には、直ちに119番通報し、救急搬送を要請することとしているところ、職員に応急手当普及員の資格を取得させているほか、常日頃から、急病人発生時の対応について、職員相互間において点検・確認する体制を構築している。
54	那覇支局	令和6年1月26日	被収容者とのコミュニケーションがしっかり取られており、被収容者のストレス軽減につながっている印象がある。今後も引き続き被収容者とのコミュニケーションをしっかり取るという組織風土を大切にしていきたい。	引き続き、被収容者とのコミュニケーションをしっかり取り、人権を尊重した処遇を行っていく。